

市政情報

節電のお願い

夏はエアコンの使用等で電気の使用量が増える季節です。熱中症等には十分注意しながら、無理のない範囲で節電に取り組み、夏を楽しく快適に過ごしましょう。

夏の節電ポイント

- ・エアコンの補助に扇風機を活用しましょう。
- ・すだれや緑のカーテンを利用しましょう。
- ・使わない部屋の電気は消し、昼間の照明は控えましょう。
- ・使わない電化製品はコンセントからプラグを抜きましょう。
- ・省エネ型家電への買替えを進めましょう。

環境政策課
☎63-5006 FAX23-7700

狂犬病の予防注射

生後91日以上の子犬は、毎年、狂犬病予防注射と注射済票の交付を受ける義務があります。未接種の場合は、注射を受け、済票の交付手続きをしてください。

また、接種済みで済票の交付を受けていない場合は、交付手続きをしてください。

なお、犬の死亡や住所変更、飼い主変更の場合も、手続きが必要です。

交付手数料 550円

環境政策課
☎63-5006
FAX23-7700



市HP

7月から申請受付 令和8年度国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金保険料(月額17,920円)を納めることが困難な場合は、免除制度・納付猶予制度があります。令和8年度分(7月～令和9年6月分)の申請は、7月1日から受付を開始します。

免除制度は、全額免除と一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)があり、申請者本人と配偶者、世帯主の前年所得をもとに審査されます。免除期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金は少なくなります。

納付猶予制度は、50歳未満を対象とし、申請者本人と配偶者の前年所得をもとに審査されます。納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

※一部免除の場合は減額された残りの額を期限内に納める必要があります。※失業した人は特例免除(雇用保険被保険者離職票等の証明書類が必要)の申請をすることで、その人の前年所得が審査から除外されます。

申請はマイナポータルから

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じて電子申請ができます。

保険料の追納

免除・納付猶予された保険料は、10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。追納すると、保険料を全額納付したときと同様に年金額が計算されます。

川越年金事務所

☎049-242-2657
FAX049-245-8919
保険年金課
☎21-1434
FAX23-0076



日本年金機構HP

大掃除や引っ越しなどで出た多量ごみや粗大ごみ

多量ごみや粗大ごみ(市内から出た家庭ごみ)は、分別して、本人が直接、クリーンセンター(可燃物)・西本宿不燃物等埋立地(不燃物)に持ち込んでください。

ごみが発生した場所や住所の確認をしますので、受付で運転免許証や公共料金の請求書などを提示してください。

クリーンセンター

☎34-5550
FAX34-5125



市HP



埼玉県都市ボートレース企業団のお知らせ

同企業団は、本市を含む15市で構成されています。ボートレース事業収益からの配分金は、貴重な財源となっています。

ボートレース開催日

7月：1日(水)、7日(火)～12日(日)、17日(金)～20日(祝)、24日(金)～27日(月)

8月：6日(木)～9日(日)、12日(水)～17日(月)、20日(木)～23日(日)

9月：3日(木)～6日(日)、11日(金)～14日(月)、18日(金)～23日(祝)、26日(土)～30日(水)

場戸田ボートレース場

埼玉県都市ボートレース企業団
☎048-823-8711

市税条例等の改正

地方税法の改正等に伴い、東松山市税条例等の改正を行いました。

軽自動車税環境性能割の廃止

国内自動車市場の活性化及び自動車を取得する者の負担の軽減を図るため、軽自動車税の環境性能割を廃止しました。

軽自動車税におけるグリーン化特例の延長

環境性能の良い車両の普及を後押しするため、軽自動車を取得した翌年度の軽自動車税の税額を75%軽減するグリーン化特例について、電気自動車等に限り適用期間を令和10年3月31日まで延長しました。

個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、個人市民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じ得ることから、提出義務の範囲が拡大されます。

固定資産税の免税点の見直し

物価上昇が続いていることを踏まえ、課税標準額が

一定の額に満たない場合に固定資産税を課さないものとする免税点を見直し、家屋については20万円が30万円に、償却資産については150万円が180万円になります。

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、見直しをした上で適用期間を3年間延長しました。

利便性等向上改修工事が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税並びに都市計画税の減額措置の見直し

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物移動等円滑化基準に適合する改修工事が行われた劇場や音楽等堂に係る固定資産税並びに都市計画税を減額する措置について、対象を特別特定建築物全般に拡大し、期間を令和11年3月31日までとしました。

課税課 ☎21-1438 FAX23-2238

がんばる企業応援条例に基づく奨励金制度の改正

市内への企業立地や既存企業の設備投資を支援するための奨励金制度を設けています。

改正点

制度を令和13年度末まで延長し、従来の「1企業につき1回限り」を「2回まで」に拡大しました。

次の全てに該当する企業

- ・工場、流通業務施設、研究施設、本社機能を有する事業所の新設、拡張又は設備投資であること。又は東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内において、誘導施設である事業所を新設すること。
- ・事業内容が、都市計画法及び関係法令に適合すること。
- ・事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が4,000万円以上であること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・産業の振興に寄与するものであると市長が認めること。

のであること。

新たに増加した資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付(納付分を翌年度交付)

交付対象期間 2年以内(ただし、市外から市内へ本社機能を有する事業所を移転する場合は、3年以内)

奨励金の交付を受けるためには、操業開始日又は設備設置日の翌日から起算して60日以内に奨励措置指定の申請をする必要があります。指定条件を満たしているか確認する必要がありますので、必ず事前に相談してください。

政策推進課 ☎63-5031 FAX22-5516



市HP

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP